

(別紙2)

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 地引 泰人

本論文は、自然災害や武力紛争等の被災者に対する国際的な人道支援に際して必要な調整を行う標準化された方式として国連が2005年以降整備を進めてきた「クラスター制度」(Cluster Approach)について、そこに至る経緯を踏まえつつその特徴を明らかにしたうえで、個別の被災国政府がこの制度の活用を受入れるか否かという従来見過ごされがちであった論点を明確化し、特に制度整備後の初期において受入れを促したと思われる要因を明らかにしようとするものである。

本論文は序章を含め計8章で構成されている。

序章では、問題の所在と議論の方向性が示され、論文構成の概略が紹介される。

第1章では、まず「人道支援」について、既存の定義を踏まえ、紛争等の人為災害と自然災害を区別しないことを含む本論文における定義が明らかにされる。次に人道支援の「調整」について、Minear et al. (1992)の分析的定義に基づき、支援計画の作成、情報共有、支援に必要な資金の調達と説明責任の履行、支援主体の機能的な役割分担、被災国政府など関係機関との協議と関係維持、リーダーシップの発揮、という6要素を含むものとする定義が示され、各要素の具体的な意味について豊富な事例を通じて明確化が試みられる。

第2章では、国連による人道支援調整方式について、1971年、1991年、2005年が大きな転換点となったことが論じられ、それぞれの時期における調整方式の特徴が、第1章で示された定義に基づいて詳細に分析される。そこでは、調整方式の標準化・精緻化のトレンドと、特定の国連部局への権限集中への懸念および国家主権とのバランスをめぐるせめぎあいがあったことが示される。さらに2005年以降の「人道支援の改革」では、返済義務のない贈与を含む新CERFと呼ばれる基金が設置されるとともに、クラスターと呼ばれる各支援分野と各々の主導機関を予めグローバルレベルで明確化しておき、個別の被災国における調整方式をこれと連動させようとする「クラスター制度」が設けられたことが詳細に説明される。

第3章では、クラスター制度の創設が必ずしもそのまま個別の被災国における実施を意味するものではないことが示される。国連側が同制度の採用をたとえ当然視しても、実施には主権国家である被災国の政府の同意が必要であり、標準化された緻密なクラスター制度による主権制約の懸念等から受入れが拒否された、あるいは摩擦を生じた事例があることが示され、被災国政府がなぜクラスター制度の実施を受入れるのかを問うことが重要な論点となりうることを示される。

第4章では、クラスター制度が持ちうる人道支援の調整の改善効果以外にも制度の受入れ

を促した要因があるはずだとの立場から仮説が構築される。具体的には、Barnett and Finnemore(2004)の国際機関の権力に関する議論、Bernstein(2000)の規範の受入れに関する議論を始めとする先行研究に依拠しつつ、(1)クラスター制度構築を推進した国連側が新 CERF 贈与基金の配分を被災国政府によるクラスター制度受入れの誘因として用いた可能性、(2) 受入れの対象となるクラスター制度の内容が被災国政府の意向に沿って柔軟に調整された可能性、に着目した2つの仮説が提示される。

第5章では、1番目の仮説の検証が試みられる。2006年から2009年までの自然災害事例、および2006年から2010年までの人為災害も含んだ事例の2種類のデータセットを用いた、制御変数を取り入れた重回帰分析の結果、クラスター制度が採用された事例ではそれ以外の事例に比べて新 CERF 贈与基金の配分額が有意に大きくなる傾向が示される。また、聞き取り調査や文献調査からは、新 CERF 贈与基金の配分が実際にクラスター制度受入れの誘因として用いられたことを示唆する事例があることが明らかにされる。

第6章では、2番目の仮説の検証が試みられる。各被災国における政府内の役割分担や既存の調整枠組みに適合するように、クラスター制度本来の想定とは異なり、政府による直接の主導が明示された事例、クラスター構成が調整された事例、各クラスターの主導機関に対応する Government Lead が明示された事例などが少なからず存在することが示される。

最後に、第7章において、各章のまとめとともに、仮説検証の結果にもとづく考察がなされ、本論文の限界と今後の課題が述べられる。

本論文は、近年の国際的人道支援における重要な調整制度であるクラスター制度に着目し、多くの公文書、文献、聞き取りに基づいてその実態を丹念に明らかにするとともに、被災国による受入れという新たな視点からの分析を試み、受入れに影響を与えた要因の実証に、量的分析と質的分析を併用して一定の成功を取めたという点で高く評価できる。人道支援調整分野に留まらない先行研究を踏まえ、国際制度のとりわけ初期に起こりうる国際機関と主権国家のバーゲニングに注目した点も併せ考えると、国際制度研究に新たな貢献を行った論文としても評価できるものと考えられる。

他方、クラスター制度が持ちうる人道支援の調整の改善効果に関する評価についてより踏み込んだ分析がなされなかった点をはじめ、論理展開、仮説の表現、検証のための方法やデータなどの一部に説得性が十分ではない部分が含まれている点は認めざるを得ない。データや事例の分析からの知見と理論との接合についてもより深く行う余地はあったものと考えられる。しかしそれらは本論文の先駆的な価値を大きく損なうものではなく、この分野での今後のさらなる研究の誘発を期待させるものであるとも言える。

以上を総合的に勘案し、本審査委員会は、本論文が博士（学際情報学）の学位にふさわしいものであると判断する。